今年は国勢調査の年です！

統計調査の登録調査員を随時募集しています。詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ 市総務課 ☎22-2231 FAX22-2244

ご存じですか！民生委員・児童委員

地域福祉の現場を支えている民生委員・児童委員は、皆さんの身近な相談相手です。「誰に相談すればいいか分からない」「子育てに不安がある」などの悩み事、生活の悩みや福祉サービスの利用など、同じ地域の一員として相談に応じ、関係機関へのパイプ役になるなどの活動をしています。

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱を受け、地域においてさまざまな福祉活動を行う非常勤の公務員です。

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ね、援助を必要とする方の福祉全般に関する悩みや問題などの相談に応じ、行政や関係機関へのパイプ役を務め、問題解決の手助けをします。

民生委員・児童委員の中には、個別の担当区域を持たず、子どもや子育ての相談・援助を専門的に担当する主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員は、さまざまな相談を受けるほか、地域でのボランティアや社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力するなど、地域福祉の推進活動においても活躍し、知識や技術習得のための調査研修や委員相互の協調などを目的として協議会を設置しています。

こんなときに相談を！

- 高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- 福祉サービスの制度や窓口が分からない
- 病気やけがで生活に困っている
- 身体に障がいがあるので、災害時の避難に対して不安
- 育児や子どものしつけで悩んでいる
- 近所で児童虐待・高齢者虐待らしい様子を目撃した

守秘義務にのっとって相談内容の秘密は固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。

民生委員・児童委員Q&A

Q1 民生委員・児童委員とはどういう方たちですか？

A1 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々です。

Q2 民生委員・児童委員はどんな人がなるのか？

A2 人柄がよく、物事に正しい判断を下す力のある方で、ボランティア精神に富み、社会福祉の仕事に理解と熱意がある方です。特別な資格などは必要ありません。

本市では民生委員・児童委員116人、うち主任児童委員9人が活動しています。

任期は3年で、現委員の任期は令和4年11月末までとなります。

Q3 民生委員・児童委員は報酬を受けているのですか？

A3 無報酬で活動しています（活動に必要な交通費などは支給されています）。

Q4 訪問に来てくれた人が民生委員・児童委員だと確認できるものはありますか？

A4 民生委員・児童委員は全員、写真付の身分証明書を持って活動しています。

民生委員・児童委員の日

毎年、5月12日の「民生委員・児童委員の日」から一週間を「民生委員・児童委員の日　活動強化週間」と定めています。

民生委員制度は前身の済世顧問制度が大正6年5月12日に発足し、この創設の日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国一斉に民生委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにする日としています。

5月5日「こどもの日」から一週間は、児童福祉の理念の普及、啓発のため「児童福祉週間」としています。

何か困りごとがありましたら、地域の民生委員・児童委員へご相談ください。

問い合わせ
市社会福祉課　地域福祉係 ☎22-2261 FAX22-2260
社会福祉協議会 ☎22-2740 FAX22-2743

戦没者等の遺族の皆さまへ　特別弔慰金のお知らせ

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和２年４月１日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受けている方がいない場合に、特別弔慰金として額面２５万円、５年償還の記名国債が申請により支給されます。

▶支給対象者

対象となる遺族は次の順番による先順位の遺族お一人です。

1．令和２年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2．戦没者等の子　　3．戦没者等の父母　　4．戦没者等の孫
5．戦没者等の祖父母　　6．戦没者等の兄弟姉妹

※**上記３から６について、**戦没者等と生計関係を有していなかった方、令和２年４月１日において婚姻により姓が変わっている方、または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。

7．上記３から６以外の①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹
8．上記１から７以外の三親等内の親族（戦没者等と１年以上生計関係を有していたことが必要）

▶支給内容　額面２５万円、５年償還の記名国債

▶請求期限　令和５年３月３１日まで

▶持参するもの　1）印鑑（ゴム印・スタンプ印は不可）
2）戸籍等を取得するための費用および本人確認ができるもの（運転免許証・保険証など）

▶受付日程

	月　日	時　間	地　区	受付場所
川島町地区	5月25日（月）	午前９時30分～正午・午後１時～３時	川島地区	川島支所
	5月28日（木）		学島地区	

	月　日	時　間	地　区	受付場所
山川町・美郷地区	6月　1日（月）	午前９時30分～正午・午後１時～３時	美郷地区	美郷支所
	6月　2日（火）		山瀬地区	山川支所
	6月　3日（水）		山瀬地区	
	6月　4日（木）		川田地区	
	6月　5日（金）		川田地区	

	月　日	時　間	地　区	受付場所
鴨島町地区	6月　9日（火）	午前９時30分～正午・午後１時～３時	上浦地区	市役所本館２階 社会福祉課
	6月10日（水）		牛島地区	
	6月11日（木）		森山地区	
	6月12日（金）		鴨島地区	
	6月15日（月）		鴨島地区	
	6月17日（水）		飯尾敷地地区	
	6月18日（木）		西麻植地区	
	6月22日（月）		知恵島地区	

※新型コロナウイルス感染防止のため、上記以外の日程でも社会福祉課（本館２階）で順次受け付けています。お急ぎでない方は、受付日程以降の申請にご協力お願いします。
※申請には時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●問い合わせ　**市社会福祉課 地域福祉係　☎22-2261　FAX22-2260**